

福島県豪雪地帯対策基本計画（第四次）の概要

基本的事項

○計画策定の趣旨

豪雪地帯対策特別措置法第6条の規定に基づき、国の豪雪地帯対策基本計画を踏まえ、地域の特性に応じた豪雪地帯対策を推進

※令和4年3月

豪雪地帯対策特別措置法改正

※令和4年12月

国の豪雪地帯対策基本計画変更

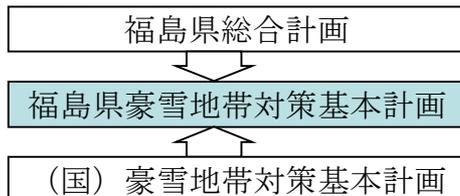
○計画の期間

令和6年度から概ね10年間

○計画の役割

- ・県が講ずる総合的な豪雪地帯対策の基本方針
- ・県、市町村、関係機関・団体及び地域住民が一体となって豪雪地帯対策に取り組んでいく上での目標
- ・福島県豪雪地帯対策連絡協議会における連絡調整、関係機関も含めた取組の進行管理

○計画の位置付け



基本的方向

■施策の基本的方向

安心して快適に暮らすことができる、雪と共生する魅力ある地域づくり

■重点課題

- 1 雪に強く快適な生活空間の形成
- 2 高齢社会に対応した雪対策の推進
- 3 利雪・親雪対策の積極的展開による産業の振興
- 4 地域住民と一体となった取組



計画の項目

- 1 豪雪地帯の振興に関する基本的な事項
- 2 交通及び通信の確保に関する事項
- 3 生活環境施設等の整備等に関する事項
- 4 農林業、商工業等の振興に関する事項
- 5 県土保全施設の整備及び環境の保全に関する事項
- 6 地域の特性を生かした地域間交流の促進等に関する事項
- 7 雪に関する調査研究の総合的な推進及び気象情報等の収集・提供体制に関する事項
- 8 その他豪雪地帯対策に関し必要な事項

計画改定のポイント

国の豪雪地帯対策基本計画における以下の変更を踏まえた改定

- ①除排雪作業中の人命に関わる事故等が高齢者を中心に発生している状況を踏まえ、地域における持続可能な除排雪の体制整備を促進
- ②除排雪中の事故防止及び担い手不足の解消に資する除排雪の自動化・省力化技術の活用を促進